

# 太陽光発電推進マッチング事業実施要領

## 1 事業目的

平成 24 年 7 月から固定価格買取制度が開始されたことにより、土地や建物所有者が自ら太陽光発電を設置する従来の方法だけではなく、発電事業者が土地や建物の屋根を借りて太陽光発電を設置し、土地や屋根所有者が賃料を得る「土地・屋根貸しビジネス」という手法が注目されております。

本市としては、民間施設への太陽光発電設備の導入加速化を目的として、「土地・屋根貸し」を希望する土地・屋根所有者と、「土地・屋根借り」を希望する発電事業者の募集を行い、太陽光発電設備の導入に向けた双方の主体的な協議を促進する「太陽光発電推進マッチング事業」を開始することとしました。

## 2 「土地・屋根貸し」希望者の登録要件

次の(1)～(3)の項目に該当する土地・屋根の所有者を対象とします。

### (1)賃貸期間

土地・屋根共に概ね 20 年間継続して賃貸可能であること。

### (2)土地の条件

ア 市内の民間遊休地（社会福祉法人や学校法人等が所有する土地を含む。）であること。

イ 地目は農地法適用外の土地であること。

ウ 更地であること。ただし、自生している植物が雑草・灌木の類であれば可とし、樹木が生い茂っている場合は不可とする。

エ 大掛りな整地作業を伴うような激しい起伏等がない土地であること。

オ 周辺に受光障害物（山、森林、ビル等）がなく、日照条件が良好であること。

### (3)屋根（施設）の条件

ア 市内の民間施設（社会福祉法人や学校法人等が所有する施設を含む。）であること。

イ 建築基準法に基づく新耐震基準が適用されている施設（1981 年 6 月 1 日以降に建築確認を受けた施設）又は新耐震基準は適用されていないが耐震補強工事が行われている施設であること。

ウ 屋根の面積は、太陽光パネルを設置できる 1 棟の屋根の面積が概ね 200 m<sup>2</sup>以上（傾斜屋根の場合は、北向きの面の面積を除く）であること。

エ 周辺に受光障害物（山、森林、ビル等）がなく、日照条件が良好であること。

## 3 「土地・屋根借り」希望事業者の登録要件

法人格を有し、次の(1)～(3)の項目に該当する団体を対象とします。また、事業

者の構成要件等は設けませんので、一事業者としての登録のほか、複数事業者、共同事業者（JV）、事業協同組合、特別目的会社（SPC）等として登録いただくこともできます。なお、複数事業者、共同事業者（JV）として登録を希望される場合は、代表事業者を定めていただきます。

- (1) 「太陽光発電事業」を実施する目的で「土地・屋根借り」を希望し、「太陽光発電事業」を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。
- (2) 税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）でないもの。

#### 4 登録時及び登録後の手続き

##### (1) 登録時の手続き

###### ア 「土地貸し」希望者

「土地貸し」希望遊休地登録申請書（様式1-1）に遊休地写真（2枚まで）を添付し電子メールにて申請してください。

###### イ 「屋根貸し」希望者

「屋根貸し」希望施設登録申請書（様式1-2）に建物全体写真（2枚まで）、屋根写真（2枚まで）を添付し電子メールにて申請してください。

###### ウ 「土地・屋根借り」希望事業者

「土地・屋根借り」希望事業者登録申請書（様式2）に法人の登記簿謄本（履歴事項証明書）を添付し電子メールにて申請してください。

登記簿謄本（履歴事項証明書）は、PDF化してメールに添付してください。

##### (2) 登録期間

「土地・屋根貸し」希望遊休地・施設については、登録後6カ月が経過する日が属する月の月末まで、「土地・屋根借り」希望事業者については、登録後1年が経過する日が属する月の月末までとします。

##### (3) 登録後の手続き

###### ア 登録内容の変更

登録内容を変更する必要がある場合には、登録内容変更申請書（様式3-1、または様式3-2）を速やかに提出してください。

###### イ 「土地・屋根貸し」希望者が太陽光発電設備の設置を決定した場合の報告

「土地・屋根貸し」希望者は、「土地・屋根貸し」又は自主設置にかかわらず、登録期間内に太陽光発電設備の設置を決定した場合には、太陽光発電設備設置報告書（様式4）を速やかに提出してください。同報告書を受理した後に、「土地・屋根貸し」希望施設の登録を抹消します。

###### ウ 登録の抹消

登録期間が満了する前に、登録抹消を希望する場合には、登録抹消申請書（様式 5 - 1 または様式 5 - 2）を速やかに提出してください。

#### エ 登録期間の延長

登録期間の延長を希望する場合には、登録期間延長申請書（様式 6 - 1 または様式 6 - 2）を登録期間満了の 2 週間前までに提出してください。

#### (4) その他

##### ア 登録申請書の受付期間

平成 25 年 5 月 22 日(水)から随時受け付けます。

##### イ 手続きの流れ

「太陽光発電推進マッチング事業手続きの流れ」のとおり

##### ウ 申請書の様式

登録時及び登録後に提出していただく各申請書の様式は、次のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/energy/matching/index.html>

#### エ 申請書の提出先

各申請書は、電子メールで次のアドレスに送信してください。

札幌市環境局 環境都市推進部エコエネルギー普及推進課

電子メールアドレス

[kan.matching@city.sapporo.jp](mailto:kan.matching@city.sapporo.jp)

## 5 事業の実施に関する留意事項

### (1) 市の役割について

本事業は、市が「土地・屋根貸し」希望の遊休地及び施設と、「土地・屋根借り」希望事業者の登録情報を双方に情報提供することにより、当事者間の主体的な協議を促進することを目的としており、特定の土地、施設及び事業者を推薦又はあっせんするものではなく、また、太陽光発電を設置できることを保証するものではありません。したがって、「土地・屋根貸し」者及び施設と「土地・屋根借り」希望事業者との協議や契約は、当事者間で直接行っていただくことになり、市が関与することはありません。

### (2) 当事者間の協議について

本事業の当事者は、登録された情報に関する照会や太陽光発電設備の設置に向けた協議の申し入れがあった場合には、誠実に対応してください。ただし、登録された場合であっても、必ず事業を実施しなければならないというものではありません。

## 6 登録情報の取扱い

登録情報については、原則ホームページに公表します。